

坂井市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について

(1) 調査の目的

子ども子育て支援法第 61 条の規定により、市町村は国が示す基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

第一期計画が平成 31 年度（2019 年度）に終了するため、第 2 期（2020 年度～2024 年度）の事業計画を平成 31 年度（2019 年度）に策定する。

策定にあたり、その基礎となるニーズ調査を平成 30 年度に実施する。

(2) 内容

坂井市子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、保育ニーズや坂井市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握する。

(3) 調査の概要

- 地域：坂井市全域
- 対象者：就学前児童（0～就学前まで）1,000 人（世帯）
：小学生（1～6 年生） 1,000 人（世帯）
- 期間：平成 31 年 2 月（予定）
- 方法：幼保園・小学校等での手渡し及び郵送による配布・回収
- 結果報告書：平成 31 年 3 月（予定）

(4) 調査項目

- 国必須項目（量の見込みの推計上必要な項目）青字
- 国任意項目（職場での両立支援制度の状況や、教育・保育の提供についての意見、その他の事業計画の記載事項に係る項目）黒字
- 市独自項目（子どもや子育てに関する市独自の項目）ピンク字
- 新規追加項目（保育料無償化に関する項目）就学前児童用調査票(案)P8